

2019年6月21日

陸前高田市長 戸羽 太 様

市民オンブズマンいわて 会長 井上 博夫
全国市民オンブズマン連絡会議 代表幹事 浅井 亮
加賀谷達郎
児嶋 研二
土橋 実
豊永 康雄

申入書（情報公開条例の改正案について）

貴市は現在開会中の陸前高田市議会に情報公開条例改正案を提案されました。従来は写しの交付についてのみ複写料等の費用負担を求めていましたが、閲覧するだけでも手数料を徴収し、その金額は1件300円に1面につき10円（多色刷りの場合にあつては50円）を加えた額にするというものです。その内容は、新たに閲覧手数料を設けるというもので、その金額は1件300円に1面につき10円（多色刷りの場合にあつては50円）を加えた額です。

私たちは、下記に述べるとおり、本条例改正案は地方自治の本旨である住民自治の原理に背くものであり、陸前高田市のみならず全国における地方自治のあり方に大きな影響をもたらすものと憂慮しています。そこで、本条例改正案の取り下げを強く求めます。

記

1 市民の知る権利を制限し情報公開制度の意義を脅かす

そもそも情報公開条例の目的は、「地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を定め、「市の諸活動を市民に説明する責務」全うし、「市政への参加」と「公正で開かれた市政の推進」に資することです。（陸前高田市情報公開条例第1条）。

地方自治法は「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」（第227条）と定めていますが、手数料条例に定める各種事務とは異なり、情報公開請求に基づいて行われる行政事務の便益は、ひとり請求者個人のみには帰着するのではなく、「市政への参加」と「公正で開かれた市政の推進」という市民全体の便益となるものです。

したがって、複写等の実費のみならず情報公開の請求自体に手数料を課することは、市民の知る権利を制限し情報公開制度そのものの意義を脅かすものです。

2 「大量請求」等への対応について

報道によれば、開示文書の急増による作業量の増大が開示請求手数料導入の根拠とされているようですが、大量請求等に個別に対応するのではなく、全ての請求に手数料を課すことによって請求の削減を狙うのは、情報公開制度の自殺行為であるばかりか、請求の適正性を確保するための手段としても不適當です。

情報公開請求に係る作業量を効率化したいのであれば、まず、①公文書管理条例を策定して日常の文書管理を適正化・合理化し、②非開示情報を含まない情報はホームページ等で積極的に公表すること、③開示請求者に文書特定のための相談を丁寧に行うこと、などで対応すべきと考えます。

3 他の自治体の実情（陸前高田市条例案の特異性）

(1) 岩手県内自治体の状況

「市民オンブズマンいわて」は、岩手県と県内全市町村を対象とした調査を実施し「岩手県内自治体の情報公開度調査報告書」(2017年9月)を公表しました。

各自治体へのアンケート及び条例で確認したところ、閲覧手数料(閲覧するのみでも徴収する手数料)を設けている自治体は1団体もありませんでした。

(2) 全国の自治体の状況

<手数料の有無>

全国市民オンブズマン連絡会議は、2011年に全国の全ての都道府県及び都市を対象として情報公開度調査を実施し、そのなかで閲覧手数料の有無も調査しました。

その結果、調査対象814団体のうち、請求又は閲覧手数料を徴収するのは77団体(うち住民等以外や業者などの条件付きで徴収31団体、すべて徴収46団体)で残りの737団体は閲覧手数料を徴収していませんでした。

2011年調査で手数料を徴収していた77団体を対象に2019年6月現在の状況を調査しました。その結果、閲覧手数料を徴収しているのは56団体に減少し、その内訳も条件付き徴収24団体、無条件徴収32団体と、この間の全国的な傾向は、閲覧手数料を廃止する、特に無条件で全ての請求者から手数料を徴収することはやめる方向で改正が進められてきたことが確認できました。

条件付徴収の条件を調べたところ、「住民等以外」10団体、「営利目的又は会社」2団体、「許可等文書のみ」2団体でした。また、減免規定を設けている自治体も11団体ありました。住民を含む全ての請求者に閲覧手数料を課している自治体は極めて少数の例外的存在です。

<手数料の金額>

閲覧手数料を徴収している団体について金額を調べたところ、2団体を除いて1件100円～350円の定額でした(会社の請求は1件1000円とする自治体が2団体あった:芦屋市、伊丹市)。1件何円という定額に加えて文書の面数に応じて徴収する自治体は2団体だけでした。草加市は請求手数料1件200円に加えて実施手数料(閲覧又は写しの交付)として1面20円を徴収(市民の場合。市民以外は各40円)。三郷市は、請求手数料1件100円に加えて閲覧100面を超える分100面ごとに100円を徴収。

したがって、陸前高田市の条例案のように、全ての請求者を対象に請求するだけで多額にのぼる手数料を徴収している団体はほとんど存在しないことが確認されました。また、会社等による営利目的の請求については、対象を特定して閲覧手数料を徴収していることも確認できました。

4 結論

上記のとおり、条例案のように多額の閲覧手数料を課することは、情報公開請求権を制限するものであり、閲覧手数料を課している自治体は岩手県内には1団体もなく、全国的にも希有なのが現状であることを鑑み、本条例案を撤回されることを求めます。

<連絡先>

市民オンブズマンいわて事務局

〒020-0023 盛岡市内丸6-15 EST21ビル2階 もりおか法律事務所

ombut@ictnet.ne.jp

全国市民オンブズマン連絡会議事務局

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303号室

office@ombudsman.jp